

令和5年9月19日(火)
指定居宅介護支援事業所対象集団指導

実地指導における主な指摘事項について

松本市 健康福祉部 福祉政策課 福祉監査担当

秋元 結貴

1

実地指導とは

(※介護保険法第23条)

介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的としています。

質の確保

人員、運営、設備の基準を満たしているかを確認

保険給付の適正化

介護報酬の請求等に関する事項が守られているかを確認

2

松本市の实地指導の方法

・市の職員が、事業所・施設を訪問し、記録等の書類や管理者をはじめとした職員の方へのヒアリングによって普段の運営の状況を確認します。

・制度改正に合わせて3年に1回のペースで行う予定です。

※ただし、基準等の違反が確認された場合は、翌年も確認のため行うこともあります。

3

松本市の实地指導の方法

・その年度に対象となる事業所へは、毎年度4月に「**実施予定通知**」を発送しています。

※この段階では、詳細な実施日は記載していません。

・実施日等の詳細は、実施日の概ね30日前までに改めて「**実施通知**」でお知らせします。

→実施通知を確認して、訪問等の予定で都合がつかない場合は、お手数ですが、お電話で福祉政策課福祉監査担当までご連絡ください。

4

松本市の実地指導の方法

・事前提出資料として、自己点検表(指定基準編・居宅介護支援費編)を実地指導実施日の1週間前までにご提出ください。

・自己点検表の提出は、次の3つのいずれかの方法で提出してください。

- ①福祉政策課福祉監査担当窓口へ直接持参
- ②郵送
- ③電子メール

自己点検表

【指定基準編】 介護サービス事業者自己点検表
(兼事前提出資料)
居宅介護支援

事業所番号	
事業所の名称	
事業所の所在地	
電話番号	
FAX 番号	
e-mail	
法人の名称	
法人の代表者名	
管理者名	
主な記入者 職・氏名	

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
第1 基本方針				
1 基本方針	① 目的・使命・ビジョン、理念等、その事業の方向性を定める目的を明記し、その旨を把握し、その旨を事業計画に反映させることを行っているか。 ② 行務職員の関係の確保、その関係の確保に基づき、業務の遂行に必要となる人材の確保、その確保の状況について、定期的に評価を行い、必要に応じて改善を図っているか。 ③ 経営理念・ビジョン・理念等に基づき、事業の推進に必要となる人材の確保、その確保の状況について、定期的に評価を行い、必要に応じて改善を図っているか。 ④ 事業の運営に必要となる人材の確保、その確保の状況について、定期的に評価を行い、必要に応じて改善を図っているか。 ⑤ 職員の就業条件の確保、その確保の状況について、定期的に評価を行い、必要に応じて改善を図っているか。	〇 該当 △ 一部該当 × 該当しない	介護サービス法 第10条 居宅介護支援費 第1条	事業計画 就業条件等 評価結果 改善計画
2 事業の運営	① 事業の運営に必要となる人材の確保、その確保の状況について、定期的に評価を行い、必要に応じて改善を図っているか。 ② 事業の運営に必要となる人材の確保、その確保の状況について、定期的に評価を行い、必要に応じて改善を図っているか。 ③ 事業の運営に必要となる人材の確保、その確保の状況について、定期的に評価を行い、必要に応じて改善を図っているか。 ④ 事業の運営に必要となる人材の確保、その確保の状況について、定期的に評価を行い、必要に応じて改善を図っているか。 ⑤ 事業の運営に必要となる人材の確保、その確保の状況について、定期的に評価を行い、必要に応じて改善を図っているか。	〇 該当 △ 一部該当 × 該当しない	介護サービス法 第10条 居宅介護支援費 第1条	事業計画 就業条件等 評価結果 改善計画
3 事業の運営	① 事業の運営に必要となる人材の確保、その確保の状況について、定期的に評価を行い、必要に応じて改善を図っているか。 ② 事業の運営に必要となる人材の確保、その確保の状況について、定期的に評価を行い、必要に応じて改善を図っているか。 ③ 事業の運営に必要となる人材の確保、その確保の状況について、定期的に評価を行い、必要に応じて改善を図っているか。 ④ 事業の運営に必要となる人材の確保、その確保の状況について、定期的に評価を行い、必要に応じて改善を図っているか。 ⑤ 事業の運営に必要となる人材の確保、その確保の状況について、定期的に評価を行い、必要に応じて改善を図っているか。	〇 該当 △ 一部該当 × 該当しない	介護サービス法 第10条 居宅介護支援費 第1条	事業計画 就業条件等 評価結果 改善計画

【居宅介護支援費編】

201 居宅介護支援費

点検項目	点検事項	点検結果
居宅介護支援費(Ⅰ)	厚生労働大臣の定める地域に所在する居宅介護支援事業所	<input type="checkbox"/> 該当
居宅介護支援費(Ⅱ)	厚生労働大臣の定める地域に所在する居宅介護支援事業所	<input type="checkbox"/> 該当

松本市の实地指導の方法

・实地指導当日は、管理者と管理者が同席を認める方の出席をお願いしています。

・当日準備いただく書類等のご注意

勤務表や勤務実績のわかる書類(タイムカード等)

→指導実施日の2月前のものをご用意ください。

例)実施日:9/19 ⇒ 7月分の勤務表

居宅サービス計画(ケアプラン)

→事業所に所属しているケアマネ1名につき利用者1名分をご用意ください。

例)3名が所属している場合 ⇒ 3名分のケアプラン

松本市の实地指導の方法

・实地指導後に結果通知を送付します。文書指摘又は留意事項がある場合は、通知別紙を併せて送付します。

(別紙)

事業所(施設)名	松本市介護支援事業所 松本北
介護保険事業所番号	2070200000
サービスの種類	松本市介護支援
調査年月日	令和5年9月20日(木)
調査職員	福祉政策推進課総務課担当 千葉 松本 安部
＜凡例＞	
類別	総合等広域
指導事例	松本市指定介護支援等事業の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年3月18日条例第1号)
検閲通知	指定認定介護支援等事業の事業の人員及び運営に関する基準について(平成31年7月24日 市総務部)
基準適合	指定認定介護支援等事業の事業の人員、設備及び運営等に関する基準(平成31年厚生告示第20号)
測定基準	指定認定介護支援に関する費額の算定に関する基準(平成32年2月18日厚生告示第20号)
人員確保告示	指定認定介護支援に関する基準(平成27年3月21日厚生告示第94号)
施設基準	指定認定介護支援に関する基準(平成27年3月21日厚生告示第94号)
報告事項	指定認定サービスに関する費額の算定に関する基準(松本市サービス) 指定認定介護支援等事業の人員及び運営に関する基準(平成32年2月18日厚生告示第20号) 指定認定介護支援に関する費額の算定に関する基準(平成32年2月18日厚生告示第20号) 指定認定介護支援に関する基準(平成27年3月21日厚生告示第94号)
改善指導(改善指導) 改善指導内容を提出してください。	改善指導
留意事項(留意事項) 留意事項等について改善の通知は必要ありません。	留意事項

→ **文書指摘**

指定基準等違反の改善状況を文書により報告が必要と判断したもの

→ **留意事項**

文書による報告を必要としない指摘や、助言等

監査とは

(※ 居宅介護支援事業所の場合:介護保険法第83条)

事業所及び施設において、著しい指定基準違反や報酬の請求について不正が認められる場合又は疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼として実施するもの

※ 監査を行う場合の判断材料となるもの

- ・実地指導時に違反や不正が確認された場合
- ・通報、苦情、相談等に基づく情報

令和4年度の実地指導結果

事業所区分	事業所数 (対象)	実施数	改善報告を求めた事業所数	留意事項及び文書指導数
(1) (介護予防) 居宅サービス	373	123	10	122
(2) (介護予防) 地域密着型サービス	125	43	5	58
(3) 居宅介護支援	80	22	8	29
(4) 施設サービス	21	9	2	14
計	599	197	25	223

令和4年度の実地指導結果

項目	件数	主な指導事項
人員	4	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務表の作成について、常勤非常勤の別、勤務時間の記載がない。 ・勤務表上、誰が管理者か不明瞭。
運営	24	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介できるよう求めることができることを重要事項説明書に記載していない。 ・前6月間に作成されたケアプランの総数のうちに「訪問介護」「通所介護」「福祉用具貸与」「地域密着型通所介護」が位置付けられたプランが占める割合について重要事項説明書に記載していない。 ・前6月間に作成されたケアプランに位置付けられた訪問介護等毎の回数のうちに同一のサービス事業所によって提供されたものが占める割合等（上位3位まで）について重要事項説明書に記載していない。 ・居宅サービス計画策定に係るアセスメントの課題分析標準項目（23項目）について、全て満たすように実施していない。 ・アセスメントで、利用者の状態像が具体的に記載されておらず、居宅サービス計画に必要なサービスを位置付けた根拠が不明瞭。 ・サービス担当者会議の実施(照会を含む)を失念しており、適切な時期に行われていない。 ・居宅サービス計画変更時にアセスメントを実施した記録が残されていない。
報酬	1	<ul style="list-style-type: none"> ・退院・退所加算について、カンファレンスを実施後、その結果を踏まえたケアプランが作成されていない。

11

運営基準減算

(1) 指定居宅介護支援の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、

- ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介できるよう求めることができること
- ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること
- ・前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合

について文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

12

運営基準減算

(2) 居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたっては、次の場合に減算されるものであること。

- ①当該事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合には、当該居宅サービス計画に係る月(以下「当該月」という。)から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- ②当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合(やむを得ない事情がある場合を除く。以下同じ。)には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- ③当該事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び**担当者**に交付していない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

13

運営基準減算

(3) 次に掲げる場合においては、当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議等を行っていないときには、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

- ①居宅サービス計画を新規に作成した場合
- ②要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- ③要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

14

運営基準減算

(4) 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、次の場合に減算されるものであること。

- ①当該事業所の介護支援専門員が1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- ②当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

15

運営に関すること

解釈通知第2の3(8)

(前略)

なお、利用者の課題分析(第六号)から担当者に対する個別サービス計画の提出依頼(第十二号)に掲げる一連の業務については、基準第1条の2に掲げる基本方針を達成するために必要となる業務を列記したものであり、基本的にはこのプロセスに応じて進めるべきものであるが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではない。ただし、その場合にあっても、それぞれ位置付けられた個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切に対応しなければならない。

緊急やむを得ない理由や効果的・効率的な理由について、説明できるようにしてください。

16

運営に関すること

【管理者の責務】 指定基準第17条

指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章(運営に関する基準)の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

最後に

引続き、適切な事業所・施設運営をよろしくお願いします。